

○邑南町建設工事等最低制限価格制度実施要綱

令和2年2月18日

告示第8号

改正 令和3年3月31日告示第38号

(趣旨)

第1条 この告示は、邑南町が発注する建設工事(邑南町建設工事執行規則(平成16年邑南町規則第117号)第2条の建設工事をいう。以下「工事」という。))について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項及び邑南町財務規則(平成16年邑南町規則第33号。以下「規則」という。))第89条の第2の規定により設ける最低制限価格(以下「最低制限価格」という。))に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける工事は、予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額)が100万円以上の工事とする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じた式により算出された額(税抜価格)とする。計算の過程は、小数点以下切捨とし、計算結果は千円未満切捨てとする。

(1) 道路、河川、土地改良、林道、農道、上下水道、公園、災害復旧等工事の場合

最低制限価格は、直接工事費に10分の10を乗じた額、共通仮設費に10分の9を乗じた額、現場管理費に10分の8を乗じた額及び一般管理費等に10分の7を乗じた額を合計した額とする。ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は予定価格の10分の8とする。

(2) 建築関連工事の場合

最低制限価格は、直接工事費に10分の10を乗じた額、共通仮設費に10分の9を乗じた額、現場管理費に10分の8を乗じた額及び一般管理費等に10分

の7を乗じた額を合計した額とする。ただし、計算式により算出した額が予定価格の10分の8を下回る場合は予定価格の10分の8とする。建築関連工事において、直接工事費の額は、建築積算関連基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、建築積算関連基準により算定した現場管理費に設計図書上の直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は、以下によるものとする。

ア イを除く建築関連工事

建築積算関連基準により算定した直接工事費に10分の1を乗じた額(小数点以下切捨て)

イ 昇降機設備工事

建築積算関連基準により算定した直接工事費に10分の2を乗じた額(小数点以下切捨て)

- 2 前項の規定により、算定しがたい工事は、予定価格の10分の8を目途とする。
- 3 最低制限価格は、当該適用対象工事の予定価格調書に記載するものとする。
(最低制限価格算定調書の作成)

第4条 工事担当課長は、入札日までに前条に定める方法により最低制限価格算定調書を作成し総務課長に提出するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を設けたときは、その旨を次の各号に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定める方法により、入札に参加する者に周知するものとする。

(1) 一般競争入札 入札公告

(2) 指名競争入札 指名通知

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第38号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する